

「国民健康保険 高齢受給者証」を送付します

70歳から74歳までの人に新しい「国民健康保険 高齢受給者証」(白)を7月中にお送りします。

8月1日(土)以降に医療機関を受診するときは、新しい高齢受給者証を国民健康保険証と一緒にご提示ください。

※手続き等は必要ありません

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新手続き

医療機関の窓口で支払いが限度額までになる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の、有効期限は7月31日(金)までです。

8月以降の認定証が必要な人は、8月3日(月)より役場保険医療課で更新の手続きをしてください。

《持ち物》

保険証、認印(対象者)、免許証等身分証明書(来庁者)、マイナンバーカード等個人番号がわかるもの(世帯主・対象者)
※別世帯の人が申請する場合は委任状が必要です

※有効期限が過ぎた「限度額適用認定証」、「高齢受給者証」は、役場保険医療課へ返却してください

更新手続きは郵送でも受け取ります

※詳しくは、町ホームページをご参照ください

窓口の密集緩和にご協力ください

7月は保険医療課窓口の混雑が予想されます。ご来庁いただくみなさんにはご不便をおかけします。

お電話でも対応していますので、窓口の密集緩和にご協力ください。



国民健康保険のお知らせ

▶ 問合せ 役場保険医療課

令和2年度の納税通知書を送付します

- 7月中旬に「国民健康保険税納税通知書」をお送りします。納税通知書では、世帯の保険税額と納付方法をお知らせしています。ご確認のうえ、期日までに納付してください
- 保険税の納付には、便利な口座振替もご利用いただけます

令和2年度の国民健康保険税

令和2年度の保険税は、下表のとおり改定しました。

世帯の保険税は、表内の税率・税額を組み合わせで計算します。

世帯の保険税 (年額)		全ての世帯		40～64歳の加入世帯
		医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護保険分
令和元年分の所得金額 - 33万円	×所得割	6.5%	2.4%	2.2% (40～64歳所得のみ)
世帯の被保険者数	×均等割	24,000円	8,400円	9,600円 (40～64歳人数のみ)
世帯ごとに	+平等割	20,400円	8,400円	4,800円
上限額		61万円	19万円	16万円

保険税の均等割・平等割額軽減

世帯の所得金額と被保険者数に応じて、保険税の均等割・平等割額が軽減されます。令和2年度は、5割および2割軽減の被保険者数当たりの所得基準額を改定しました。軽減についての手続きは不要です。

均等割・平等割の軽減割合	世帯全員(世帯主+被保険者)の所得の合計額が・・・
7割軽減	33万円以下の世帯
5割軽減	33万円+(28万5千円×被保険者数)以下の世帯
2割軽減	33万円+(52万円×被保険者数)以下の世帯